

## 12 雇用・社会参加促進

### 1 障害者の雇用促進

ハローワーク帯広（公共職業安定所）では、障害者の雇用促進のために、企業の求人開拓、職業相談、職業紹介、職業訓練の受講指示などを行っています。

(1) 職業相談・紹介	専門の担当官が障害者の相談を受け、職業紹介を行っています。
(2) 職場適応訓練	<p>障害者が、作業環境に適応しやすいように民間の企業で、一定期間訓練を受けることができます。また、この訓練を受ける期間は、訓練手当が支給されます。</p> <p>① 訓練期間 原則として6カ月以内（重度障害の場合は1年以内）          ② 訓練手当 1カ月平均 約109,233円          ※ 通所手当は、距離により別途支給になります。</p>
問 合 先	ハローワーク帯広（公共職業安定所） ～ 西5条南5丁目2 ☎23-8296 【部門コード43#】

### 2 障害者の就業サポート

様々な障害の方の就労に関する相談を受け、地域で職業生活を送るための支援をするセンターを開設しています。

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これから就業を目指す方</li> <li>・既に就職されている方で、継続的な支援が必要な障害のある方</li> </ul>
1. 就 労 支 援	就労相談の後、様々な機関と連携し、場合によっては職場実習なども行い、就職に向けたお手伝いをします。また在職者の相談も受けています。
2. 企 業 支 援	障害のある方の就職準備段階から就職後の定着支援まで、各種制度の紹介や関係機関との連携調整をしながら、事業主に対して必要な支援をします。
3. 生 活 支 援	就業生活に伴う日常生活、金銭管理、余暇活動、その他いろいろなニーズに対して様々な機関と連携しながら相談、支援をします。
相 談 先	<p>十勝障がい者就業・生活支援センター だいち          ～ 西6条南6丁目3 ソネビル2階 ☎24-8989          ホームページ：<a href="http://www.keisei-kai.jp/daichi/">http://www.keisei-kai.jp/daichi/</a> FAX20-7367</p>

### 3 社会参加の促進

#### (1) 自動車運転免許取得費の助成制度

身体障害者の方が、仕事等のために自動車運転免許が必要な場合、経費の一部を助成します。

1. 対 象 者	身体障害者手帳 1～4級（障害の限定なし）
2. 助 成 額	100,000円以内（助成件数に限りがあります）
3. 申 請 先	(市) 障害福祉課 ～ 市役所1階 ☎65-4147 ※事前申請が必要です。

## (2) 自動車改造費の助成制度

重度の身体障害者の方が、仕事等のために自ら所有し運転する自動車の操行装置や駆動装置、車いす格納装置等を改造する場合に、経費の一部を助成します。

1. 対象者	重度の身体障害者（肢体不自由 1～2級）
2. 助成額	100,000円以内（助成件数に限りがあります）
3. 所得制限	身体障害者と扶養義務者に対する所得制限があります。
4. 申請先	(市) 障害福祉課 ～ 市役所1階 ☎65-4147 ※事前申請が必要です。

## 4 貸付資金制度

### (1) 障害者用自動車の購入に必要な経費（生活福祉資金の貸付制度）

日常生活・社会参加の促進のため、障害者用自動車を購入する場合、資金を借りることができます。

1. 対象者	障害者世帯
2. 貸付限度額	2,500,000円
3. 償還期間等	据置期間 ～ 6ヵ月以内 償還期間 ～ 8年以内
4. 貸付利率	連帯保証人を立てる場合は無利子。立てない場合は年1.5%
5. 貸付対象	障害者が自ら運転、または障害者を通院及びリハビリに通院・通所の送迎をするために使用する自動車購入のため。
6. 貸付条件	① 購入条件 ・ガソリン車：排気量 2000cc以内 ・ディーゼル車：排気量 2500cc以内
	② 自動車を更新する場合の条件 ・原則として下記のいずれかを満たしていること。 a. 新車登録後5年以上経過している場合。 b. 走行距離が10万kmを超えている場合。
	③ 民生委員の相談支援を受けること。
7. 留意事項	貸付できない場合 ・他制度の貸付が利用可能な場合、他制度が優先となります。 ・すでに購入している場合。 ・貸付決定通知が届く前に購入した場合。 ・再貸付については、償還が完了していない場合。 ・購入車種は障害者の状態による利便性及びその車の必要性を考慮すること。
8. 申請先	(福) 帯広市社会福祉協議会 ～ 帯広市公園東町3丁目9-1 グリーンプラザ内 ☎21-2414

### (2) 障害者等福祉用具購入経費の貸付・その他の生活福祉資金の貸付

盲人用ワープロ・電動式ギャジベッド・オプチスコープなどの福祉機器の購入費用として生活福祉資金の貸付制度があります。その他、用途・目的に該当する場合、資金を借りることができます。

(他制度の貸付が利用可能な場合、他制度を優先して頂きます。)

【問合先】 (福) 帯広市社会福祉協議会 ～ 帯広市公園東町3丁目9-1

グリーンプラザ ☎21-2414

(3) その他の貸付制度

(1) (2)の帯広市社会福祉協議会のほかに、(独)福祉医療機構には障害年金などを担保として生活資金を借りられる年金担保貸付事業や、労災年金を担保として借りられる労災年金担保貸付事業があります。

【問合先】(独)福祉医療機構 ~ ☎03-3438-0224  
もしくは、申込窓口である各金融機関

## 13 発達支援・保育・教育等

### 1 発達支援

#### (1) 児童発達支援事業

障害や発達に心配のある児童が、その子の発達の課題に応じた専門的な療育を受けることができます。

1. 対象児童	次のいずれかに該当する18歳未満の児童が対象 ① 発達に遅れや心配のある児童 ② 障害のある児童
2. 必要な書類	必要な書類等は、次のいずれか ・障害者手帳 ・医師の診断書 ・特別児童扶養手当等の証書 ・こども発達相談室の相談結果連絡票 ・その他、医師等の意見書など支援の必要性が確認できるもの
3. 利用者負担	※ 1ヶ月の利用者負担(自己負担)額 原則として、 ・10/100(1割負担) 所得に応じて負担上限月額があります。 そのほか、未就学の兄弟姉妹で第2子以降の多子軽減の制度があります。
4. 持参するもの	① 「2.必要な書類」の手帳等 ② その他必要な書類 1月1日現在、市内に居住していない場合は所得課税証明書、マイナンバーがわかるもの、その他
5. 申請先	(市)子育て支援課 ~ 東8条南13丁目1 帯広市保健福祉センター1階 ☎25-9700

#### (2) 事業の種類と内容

1. 児童発達支援センター <帯広あおぞら>	障害のある就学前の児童が毎日通い、日常生活の基本的な動作を身につけ、遊びや課題に応じた活動を楽しみながら集団生活に適応していきます。
2. 児童発達支援事業	障害や発達に心配のある幼児や就学していない児童に、個別の発達課題に応じた支援を受けることができます。
3. 放課後等 デイサービス事業	障害や発達に心配のある小・中・高校等に通学している児童に、個別の発達課題に応じた支援を受けることができます。
4. 保育所等 訪問支援事業	保育所、幼稚園、認定こども園等に通う児童が、集団生活への適応のために専門的な支援を受けることができます。